

宮城B地区における運賃改定実施による労働条件の改善状況

宮城B地区においては、令和5年9月20日からタクシー運賃の改定を実施(改定率10.92%)いたしました。これによる令和5年11月から令和6年4月におけるタクシー運転者の労働条件の改善状況について、次のとおり公表します。

- 1 運賃を改定した事業者数
102社

(注) 改定事業者数は、運賃を引き上げる方向で改定した事業者数である。

- 2 平均増収率
6.3%

(注) 平均増収率は、次の算式により算出。なお、改定後6ヶ月間とは、運賃改定実施後の最初の賃金締切日の翌日からの6ヶ月間をいう。

(算式) 改定後6ヶ月間の営業収入(税引き後) ÷ 前年同期の営業収入(同) × 100 - 100

- 3 一般運転者に係る運転者1人平均賃金上昇率
5.2%

改定前1人平均給与月額 (令和4年11月～令和5年4月)	改定後1人平均給与月額 (令和5年11月～令和6年4月)
188,271円	198,040円

(注) 一般運転者とは、定時制乗務員等一般運転者以外の運転者を除く運転者をいう。

- 4 改定による賃金改善率の分布(一般運転者1人平均)

15%以上	10%以上 15%未満	5%以上 10%未満	0%以上 5%未満	-5%以上 0%未満	-10%以上 -5%未満	-10%未満	計
16社	18社	20社	20社	14社	7社	7社	102社

(注) 賃金改善率は、次の算式により算出。

$$\left[\frac{\text{一般運転者に係る 令和5年11月～令和6年4月の運転者1人平均給与月額}}{\text{一般運転者に係る前年同期の運転者1人平均給与月額}} \times 100 \right] - 100$$

5 営業収入に占める賃金支給率の変動状況（運転者に限る。）

103%以上	102%以上 103%未満	101%以上 102%未満	100%以上 101%未満	99%以上 100%未満	98%以上 99%未満	97%以上 98%未満	96%以上 97%未満
21社	3社	4社	11社	6社	4社	8社	6社

95%以上 96%未満	95%未満	計
3社	36社	102社

（注）賃金支給率の変動状況は、次の算式により算出。

$$\frac{\frac{\text{全運転者に係る 令和5年11月～令和6年4月の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}}}{\frac{\text{全運転者に係る 前年同期の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}}} \times 100$$

6 その他

(1) 労働者負担の軽減

- ① 労働者負担を全て廃止した事業者数 2社
- ② 労働者負担の一部を廃止した事業者数 1社
- ③ 労働者負担の一部を廃止し、一部を軽減した事業者数 1社
- ④ 労働者負担の一部を軽減した事業者数 1社
- ⑤ 一切変更のない事業者数 30社

(2) 手当類の創設・拡充

- ① 新しく手当を創設した事業者数 3社
 - ・物価高騰（1社）
 - ・無事故無違反（1社）
 - ・車両管理（1社）
- ② 既存の手当について金額を増額する等拡充した事業者数 8社
 - ・デマンド（1社）
 - ・無事故無違反（1社）
 - ・休日（1社）
 - ・車両（1社）
 - ・通勤（2社）
 - ・基本、時給（2社）

(3) その他

- ・労働時間時間を短縮した。 1社
- ・月公休を2日増やした。 1社